

岩見沢市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和6年8月29日 木曜日 午後2時21分から
午後3時00分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 2階会議室2-1・2-2・2-3

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)

委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員

委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
委 員	平 義 昭	(議席 2 6 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議 長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第8回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号25番杉村委員、27番岩瀬委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告4件、議案6件となっております。

会期は、本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

8月21日、北海道道立総合研究機構、中央農業試験場職員2名が来庁し、水活交付金の見直しによる影響等の聞き取り調査が実施されました。私と土井局長が出席し、対応しております。

そして本日、第2回農政委員会を開催しております。

以上でございます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借24番外1件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権44番外2件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第136号で令和6年7月31日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号照会不動産に係る回答についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案5ページ、報告第3号照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。

今回の件数は2件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。

内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案6ページ、照会番号1、文書番号日記第31号、照会年月日令和6年7月17日です。

まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。

建物建築の制限は、容積率60%、建ぺい率40%、日影制限ありで、都市計画区域内

船戸係長
議 長
船戸係長

議 長

森田係長
議 長
森田係長

の、第1種低層住居専用地域となっております。

次に、総会議案8ページ、照会番号2、文書番号日記第32号、照会年月日令和6年7月23日です。

まず、農地性ですが、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、住宅が建築されており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、昭和51年3月15日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。

建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の、第2種住居地域となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、報告第4号現況証明書の交付についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長 議長、農地係長。

議長 農地係長。

森田係長 総会議案10ページ、報告第4号 現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案11ページ、整理番号1番です。

申請地は、平成17年3月1日より宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は平成17年3月1日、鉄骨造4mm超倉庫が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

なお、申請地は平成17年3月1日、農地法第4条転用許可済みであることを確認しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程7、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長。

議長 振興係長。

船戸係長 それでは、総会議案13ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案14ページ、整理番号1番から2番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、8月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に、総会議案同ページ、整理番号4番から5番については、他の農業者に売却することから解約するもので、8月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

	無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
	日程 8、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。
	ここで、 の議事参与を制限します。
	それでは、総会議案 1 6 ページ、整理番号 1 番について説明を求めます。
米澤主査	議長、事務局主査。
議 長	事務局主査。
米澤主査	それでは、総会議案 1 5 ページ、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。
	まず、総会議案 1 6 ページ、別紙 1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 1 番について、先にご説明いたします。
	整理番号 1 番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
	ここで、 の議事参与の制限を解除します。
	それでは、残りの案件につきまして、説明を求めます。
米澤主査	議長、事務局主査。
議 長	事務局主査。
米澤主査	それでは、残りの案件につきまして、ご説明いたします。
	議案 1 6 ページ、別紙 1 の整理番号 2 番から 4 番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。
	以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
	日程 9、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。
	説明を求めます。
森田係長	議長、農地係長。
議 長	農地係長。
森田係長	それでは、総会議案 1 7 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 2 件で、内訳につきましては、使用貸借権の設定が 2 件でございます。
	総会議案 1 8 ページ、整理番号 1 番から 2 番は関連がありますので、一括してご説明いたします。
	貸主は、それぞれ所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。
	なお、申請地は 8 月 1 3 日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。
	以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。
	日程 1 0、議案第 4 号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上

程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。

吉成常任委員長。

吉成委員長

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案20ページから21ページ、所有権47番から48番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区ですが、ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案22ページ、所有権49番について説明をお願いいたします。

森常任委員長。

森委員長

第2地区常任委員会より、所有権49番についてのみ、先にご説明いたします。

議案22ページ、所有権49番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは、第2地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

森常任委員長。

森委員長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案23ページ、所有権50番の譲渡人は、農地を譲り渡し、規模縮小により経営の合理化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案24ページ、所有権51番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

森常任委員長は自席にお戻りください。

次に第4地区の説明をお願いいたします。

尾田常任委員長。

尾田委員長

第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案25ページ、賃貸借26番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を

	貸し付けるもので、借主は、規模拡大により経営の安定を図るものです。
	次に、議案２６ページ、所有権５２番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 尾田常任委員長は自席にお戻りください。
	次に第６地区の説明をお願いいたします。 坂野常任委員長。
坂野委員長	第６地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案２７ページから２８ページ、賃貸借２７番から２８番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 坂野常任委員長は自席にお戻りください。
	次に第７地区の説明をお願いいたします。 長森常任委員長。
長森委員長	第７地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案２９ページから３０ページ、賃貸借２９番から３０番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
	次に、議案３１ページ、所有権５３番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地等を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
	無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 長森常任委員長は自席にお戻りください。
	日程１１、議案第５号、現況証明についてを上程いたします。 今月は、岩見沢地区と栗沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。
	まず、岩見沢地区について説明をお願いいたします。 西村担当委員。
西村委員	それでは、総会議案３２ページ、議案第５号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。 去る、８月１３日に、井川委員、佐々木委員と、わたくし西村、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について、ご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は４件です。
	まず、総会議案３３ページ、整理番号１番の申請地は、年月日不詳だが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、倉庫が建設され宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。
	次に、総会議案同ページ、整理番号２番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用

しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、樹木が自生する等、雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案35ページ、整理番号4番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

西村委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区についてですが、ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案35ページ、整理番号5番について説明をお願いします。

黒島担当委員。

黒島委員 それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、8月13日に、坂野委員、日笠委員と、わたくし黒島、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について、ご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は3件です。

まず、総会議案35ページ、整理番号5番についてのみ報告いたします。申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上、整理番号5番について、よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

ここで[]の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、栗沢地区 残りの案件について説明をお願いします。

黒島担当委員。

黒島委員 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

総会議案35ページ、整理番号6番、総会議案37ページ整理番号7番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

黒島委員は自席にお戻りください。

日程12、議案第6号農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸係長 議長、振興係長。

議長 振興係長。

船戸係長

議案第6号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。
議案40ページから46ページ、整理番号1番から16番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。
事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

議長

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認し、岩見沢市長に対し、農地中間管理機構である北海道農業公社への農用地の買入協議の通知を行うよう要請することに決定いたします。

次に、その他ですが、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月9月の総会ですが、9月27日(金)午後3時00分から、市役所2階会議室1・2・3で開催いたします。

来月9月の現況証明願いの現地調査は、9月11日(水)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、1番渋谷委員、7番松田委員、9番川北委員、13番近藤委員、16番松永委員、22番柿崎委員、25番杉村委員、28番戸田委員、29番米内山委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

